

## 第9章 事後調査の方針

### 9-1. 事後調査の方針

本事業の実施が周辺の環境に及ぼす影響について予測・評価を行った結果、すべての項目において、供用時、工事中ともに、周辺環境への影響は軽微であると評価されている。

事業の実施に当たっては、これらの予測の前提となった環境の保全のために講ずる措置を確実に実施するとともに、環境の保全に万全を期することを目的として、事後調査を実施する。

事後調査の範囲は、大阪府交野市、四條畷市及び奈良県生駒市の市域とする。

事後調査については、工事に着手するときは、事後調査の項目、手法、場所その他の方法について記載した計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成し、大阪府知事に提出するとともに、その調査の結果については、事後調査報告書を大阪府知事に提出することとなっている。

事後調査の方針は、各項目毎に以下に示すとおりである。

### 9-2. 事後調査の項目の選定

事後調査の項目は、環境影響評価の対象として選定した環境要素の中から事業特性及び地域特性を勘案して表9-2.1に示すとおり選定した。

選定した環境要素は、大気、水質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、陸域生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、文化財、廃棄物・発生土、温室効果ガスの13項目である。

表9-2.1(1) 事後調査の項目の選定・非選定理由

環境項目		環境影響要因の内容				選定する理由及び選定しない理由	
大項目	小項目	施設の存在	施設の供用		工事の実施		
			施設の稼働	ごみ収集車等の走行	施設の建設工事		工事用車両の走行
大気質	環設 境定 基項 準目	二酸化硫黄	●		○		<p>本事業に伴う周辺大気質への影響については、予測結果によると小さいものであるが、熱回収施設は長期にわたって供用する施設であり、煙突排出ガスは広範囲に拡散することから発生源の大気汚染物質の排出状況を検証する目的のため、事後調査を実施する。また、周辺の住宅地において、大気質調査を実施する。ごみ収集車等の走行に伴う影響は小さいと予測されていることから、事後調査としては、予測に用いたごみ収集車等の走行台数を検証する。</p> <p>工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響とも影響は小さいと予測されているが、工事用車両の走行については、予測に用いた工事用車両の走行台数を検証するものとする。</p>
		浮遊粒子状物質	●	▲	○	▲	
		二酸化窒素	●	▲	○	▲	
		ベンゼン		▲		▲	
		ダイオキシン類	●				
	その他	塩化水素	●				
		水銀	●				
水質 ・底質	生活環境項目				●	<p>河川の水質への影響を把握するため、供用後及び工事中に敷地内排水最終柵で水質調査を実施し、対策の効果を検証する。さらに、天野川下流についても測定を行う。</p> <p>地下水については、供用後及び工事中共に水質調査を実施し、対策の効果を検証する。</p>	
	健康項目（5項目）		●		●		
	特殊項目						
	その他	ダイオキシン類	●		●		
地下水	生活環境項目						
	健康項目（5項目）		●		●		
	その他	ダイオキシン類	●		●		
騒音	騒音		●	▲	●	▲	<p>施設の供用時は、事業計画地周辺の適切な場所において、施設からの騒音・振動・低周波音の測定を実施する。また、ごみ収集車等の走行については、予測に用いた収集車等の走行台数を検証する。</p> <p>工事の実施については、建設工事時には、騒音・振動調査を、発破の実施時には、騒音・振動・低周波音調査を実施する。また、工事用車両の走行については、予測に用いた工事用車両の走行台数を検証する。</p>
振動	振動		●	▲	●	▲	
低周波音	低周波音		●		●		
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数		●				<p>悪臭の予測結果によると、煙突排ガス、施設からの漏洩とも関係法令の基準を十分に満足するものであるが、本事業の性質を勘案し、発生源及び敷地境界において事後調査を行う。</p>

(注) ○：環境影響評価項目 ●：環境影響評価項目で、かつ事後調査を実施する環境項目 ▲：環境影響評価項目で、車両走行台数を検証する項目

表9-2.1(2) 事後調査の項目の選定・非選定理由

環境項目		環境影響要因の内容					選定する理由及び選定しない理由
大項目	小項目	施設の存在	施設の供用		工事の実施		
			施設の稼働	ごみ収集車等の走行	施設の建設工事	工事用車両の走行	
土壌汚染	土壌汚染				○		土壌汚染は、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境保全等に関する条例に基づき、適切に対策を講ずるので、事後調査は実施しない。
電波障害	テレビ電波障害	○					電波障害の予測結果によると、周辺地域住民のテレビジョン電波の受信に支障を及ぼすものではないため、事後調査は実施しない。
陸域生態系	陸生動物	○			○		事業計画地で確認されたカワヂシャ及びミコシガヤについては、有識者の指導のもとで移植等の措置を講じることから、措置の検証を行うため、事後調査を実施する。事後調査の詳細については、具体的な措置内容を決定してから実施する。
	陸生植物	●			○		
	淡水生物	○			○		
	陸域生態系	○			○		
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場			▲		▲	ごみ収集車等の走行、工事用車両の走行に伴う影響についても予測結果は小さいものであることから、事後調査としては、ごみ収集車等及び工事用車両の走行台数を検証する。
景観	自然景観	●					景観の予測結果を検証するため、事後調査を実施する。調査地点は、磐船駐車場、北田原集会所前、ほしだ園地（星のブランコ）とする。
	歴史的・文化的景観	●					
	都市景観						
文化財	有形文化財等	●					磐船峡（名勝）の予測結果を検証するため、事後調査を実施する。事業計画地に接する国道168号及び天野川を含めた眺望とする。
	埋蔵文化財						
廃棄物発生土	一般廃棄物		●		●		予測された廃棄物を検証するため、事後調査を実施する。
	産業廃棄物		●		●		
	発生土				●		
地球環境	温室効果ガス		●	○	○	○	予測された温室効果ガス量を検証するため、事後調査を実施する。なお、温室効果ガスの排出量が多い施設の稼働を対象とする。
	オゾン層破壊物質						

注) ○：環境影響評価項目

●：環境影響評価項目で、かつ事後調査を実施する環境項目

▲：環境影響評価項目で、車両走行台数を検証する項目

### 9-3. 事後調査の内容及び手法

事後調査の内容及び手法は、表 9-3.1 に示すとおりである。

表 9-3.1(1) 事後調査の内容と方法

【供用時】

環境項目		調査地点	調査時期	調査の方法
大項目	小項目			
大気質	熱回収施設煙突排ガスの排ガス量、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシソ類、水銀	熱回収施設の煙道	時期：供用開始後5年間 頻度：ばい煙の測定 6回/年 (硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素) ダイオキシソ類 2回/年 水銀 2回/年	サンプリング分析
	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	1地点（ひかりが丘住宅地）	時期：供用開始後1年目*1 頻度：1週間/季 (1時間値)	自動測定器
	塩化水素、水銀、ダイオキシソ類	事業計画地周辺の一般環境5地点	時期：供用開始後1年目*1 頻度：1週間/季	環境大気サンプリング
	風向風速	1地点（事業計画地）	時期：供用開始後1年目*1 頻度：1週間/季	風車型微風向風速計による方法
水質	SS、健康項目（ベンゼン・砒素・鉛・ふっ素・ほう素）、ダイオキシソ類、濁度、電気伝導率	排水口 1 地点（敷地内排水最終柵） 河川1地点（天野川下流）	時期：供用開始後5年間 頻度：供用開始後1年目 6回/年 2年目以降 2回/年*2	排水口：排水基準に係る検定方法等 河川：「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（大阪府）に示された方法等
地下水	健康項目（ベンゼン・砒素・鉛・ふっ素・ほう素）、ダイオキシソ類	観測井2地点 周辺井戸1地点	時期：供用開始後5年間 頻度：供用開始後1年目 4回/年 2年目以降 2回/年*2	「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（大阪府）に示された方法等
騒音 振動 低周波音	騒音レベル 振動レベル 低周波音の音圧レベル	敷地境界4地点 周辺住居2地点	時期：供用開始後1年間 頻度：平日1回(24時間連続)	騒音：JIS Z8731 振動：JIS Z8735 低周波音：「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に準拠
悪臭	臭気指数、特定悪臭22物質	熱回収施設の煙道及び敷地境界4地点	時期：供用開始後1年目及び5年目*3 頻度：1回/年(夏季)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第9号）
陸域生態系	植物の生息状況（事業計画地内で確認されたカワヂシャ及びミコシガヤ）	事業計画地内もしくは移植地	時期：移植後～供用開始後2年 頻度：適宜（期間中）	移植等の具体的な環境保全措置の内容が決定してから、調査の方法を決定する。
景観	自然景観 歴史的・文化的景観	3地点 磐船峡駐車場 北田原集会所前 ほしだ園地(星のブランコ)	時期：施設完成年度（秋季） 頻度：1回	写真撮影
文化財	文化財	国道168号に面する擁壁部分の眺望	時期：施設完成年度（秋季） 頻度：1回	写真撮影

\*1 供用開始後2年目以降については事後調査結果及びごみ焼却量の推移等を踏まえ、調査時期及び頻度を適宜見直す。

\*2 供用開始後2年目以降については事後調査結果等を踏まえ、適宜見直す。

\*3 供用開始後1年目の事後調査結果及び周囲の状況を踏まえ、調査時期及び頻度を適宜見直す。

表 9-3.1(2) 事後調査の内容と方法

【供用時】

環境項目		調査地点	調査時期	調査の方法
大項目	小項目			
廃棄物	種類、発生量 再生利用量、処分量	施設内	時期：供用開始後5年間 頻度：1年間（年1回）	事業による廃棄物の処理実績を集計
地球環境	ごみ焼却量及び売電量	施設内	時期：供用開始後5年間 頻度：1年間（年1回）	事業による温室効果ガスの排出量及び売電量
大気質 騒音・振動 人と自然との 触れ合いの活 動の場	ごみ収集車等交通量	施設内	時期：供用開始後5年間 頻度：2日／年	施設入口にてカウントもし しくは搬出入記録等による

表 9-3.1(3) 事後調査の内容と方法

【工事時】

環境項目		調査地点	調査時期	調査の方法
大項目	小項目			
水質	pH、濁度	調整池出口1地点	時期：工事期間 頻度：常時監視（2回/日）	「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（大阪府） に示された方法等
	SS、健康項目（ベンゼン・砒素・鉛・ふっ素・ほう素）、ダイオキシン類、濁度、電気伝導率	排水口1地点（敷地内排水最終柵） 河川1地点（天野川下流）	時期：工事期間 頻度： ・濁度との関係が認められた有害物質 6回／年 ・その他の項目 粗造成工事時並びに熱回収施設及びリサイクル施設の掘削工事時（1～24ヶ月予定） 1回／月 その他の時期 6回／年	
地下水	健康項目（ベンゼン・砒素・鉛・ふっ素・ほう素）、ダイオキシン類	観測井2地点 周辺井戸1地点	時期：工事期間 頻度：4回／年	「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（大阪府） に示された方法等
騒音 振動 低周波音	建設作業騒音 建設作業振動	敷地境界（民家側2地点）	時期：工事の最盛期 頻度：平日1回 （時間帯：8～17時）	騒音：JIS Z8731 振動：JIS Z8735
	発破工事時の騒音レベル・振動レベル・低周波音の音圧レベル	周辺住居（4地点程度）	時期：発破工事期間の実施開始時 頻度：平日1日2回 （時間帯：8～17時）	騒音：JIS Z8731 振動：JIS Z8735 低周波音：「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に準拠
廃棄物	種類、発生量 再生利用量、処分量	工事現場	時期：工事期間 頻度：1年間（年1回）	廃棄物の処理実績を集計
大気質 騒音・振動 人と自然との 触れ合いの活 動の場	工事用車両交通量	工事区域	時期：工事期間 頻度：2日／年（最大工事時）	事業計画地の入口でカウントする